

稻美町いじめ防止対策推進条例(案)に係る意見募集(パブリックコメント)の結果について

1 募集期間：令和7年11月10日（月）～令和7年12月9日（火）

2 閲覧方法：町の公式ホームページ、教育課窓口（役場本館2階）
情報公開コーナー（役場新館1階）

3 提出件数：9件（3人）

4 意見等

No	頁	意 見	町の考え方
1	—	「防止」とするなら、各家庭での教育やしつけの重要性を保護者が理解できる体制も必要と考えます。「いじめを行った場合」も記載してはどうでしょうか。	本条例(案)では、各ご家庭が果たす役割を重視し、保護者の責務として児童生徒が他者を尊重し、適切な人間関係を築けるよう育むことを明記しております。 ご提案のあった「いじめを行った場合」の対応につきましては、加害児童生徒に対する支援の条項において、加害児童生徒の責任を明確にしながらも、将来にわたる健全な発達を保障するという観点から、当該児童生徒及び保護者に対して適切な指導と支援を行う旨を規定しております。したがって、家庭教育の重要性や、いじめを行った児童生徒への対応については、本条例(案)の中で一定程度位置づけられているものと考えております。
2	—	学校がいじめ事案に対応する際の「具体的な流れ」が不明確です。また、保護者に対しても情報が正確に伝わるようにしてほしいです。	学校がいじめ事案に対応する際の具体的な流れや、保護者への情報伝達に関するご指摘につきましては、本条例(案)で細部まで定めるではなく、各学校が作成する「いじめ防止基本方針」において、具体的な手順や対応方法を明確にすることとしております。いじめの認知から事実確認、保護者への説明、再発防止までの一連の流れについては、国の指針に基づき、学校ごとに具体的に整理され、教職員が共通理解のもとで対応できるよう体制を整えております。本条例(案)では、町全体としての理念と大枠を示し、実務的な部分は各学校のいじめ防止基本方針に委ねることで、現場の状況に即した柔軟で実効性のある対応が可能になると考えております。

3 —	<p>相談窓口の設置、匿名での相談、記録・情報共有のルール、外部専門家との連携方法、再発防止策の評価・公開方法など、実務に即した明確な規定を条例に盛り込んでほしいです。</p>	<p>相談窓口等の明確な規定を条例に盛りこむことについては、本条例(案)の中に規定するよりも教育委員会及び各学校のいじめ防止基本方針の中で詳細に示すことが適切であると判断しています。稻美町では既に、いなみっこ悩み相談やスクールカウンセラー等の相談体制を整備しており、匿名での相談も可能です。また、関係機関との連携や記録の取り扱い、再発防止に向けた検証についても、いじめ防止基本方針に則って継続的に取り組んでいるところです。本条例(案)は、これらの取り組みの前提となる理念と方向性を示す役割を担うものであり、実務に関わる具体的な内容は、教育委員会や各学校、関係機関が状況に応じて機動的に改善を図していくことが重要であると考えています。</p>
4 全	<p>相談窓口の設置、匿名での相談、記録・情報共有のルール、外部専門家との連携方法、再発防止策の評価・公開方法など、実務に即した明確な規定を条例に盛り込んでほしいです。</p> <p>例えば第6条2「…児童生徒及び保護者が安心して相談することができるよう環境を整え（略）」について、どのような体制とするのかが記載されていないため、学校長・管理職の判断に依存する懸念があります。同様に第6条3「…速やかに事実関係を確認・記録し、適切かつ迅速に対処する（略）」についても、どこまでの情報を記録し、誰に共有し、どのように対処するのかが明確でないため、教職員によって対応が大きくばらつく可能性があります。</p>	
5 全	<p>学校外でのいじめ対応について記載がありません。登下校中や地域活動など、学校外こそ相談先が分かりづらく、問題が起こっても露呈しにくいです。インターネット上のいじめには触れられているのですから、他の学校外の場についても対応を明記していただきたいです。</p>	<p>登下校中や地域での出来事も含め、いじめと認められる行為については、保護者、学校や関係機関が連携して対応することを明記しております。なお、保護者や地域から、学校への具体的な相談方法等は、本条例(案)の中に規定するよりも教育委員会及び各学校のいじめ防止基本方針の中で詳細に示すことが適切であると判断しています。</p>
6 全	<p>どの行為がいじめにあたるのか、その線引きを保護者へ明確に周知してほしいです。判断に迷って放置してしまうことを防ぐためにも必要です。また、保護者がどこに、どのように相談すればいいのか、迷わず対応できるように相談ルートも示していただきたいです。</p>	<p>いじめの線引きを明確にすることについては、本条例(案)の第2条(定義)において、国のいじめ防止対策推進法と同様の形で、いじめの定義を明記しております。また、相談ルートの明示については、本条例(案)の中に規定するよりも教育委員会及び各学校のいじめ防止基本方針の中で詳細に示すことが適切であると判断しています。</p>

7 全	<p>学校がいじめ事案に対応する際の「具体的な流れ」を明示してほしいです。また、保護者に対しても情報が透明に伝わるようにしてください。</p> <p>対応方法や指導方針についても、教職員ごとの差が大きくならないよう、最低限おさえるべき共通基準を明確に示していただきたいです。個々の教職員の指導方法の違いは尊重しつつも、いじめ対応に関しては、誰が対応しても一定の質が確保されるようにしていただきたいと考えます。これは私の体験ですが、子どもがいじめにあった際、学校は事案をいじめとして扱ったものの、加害児童への指導や保護者への報告で「いじめ」という言葉が使われませんでした。「いじめ」と明確に言葉にすることで、子ども達は「これがいじめなんだ」と理解できますし、将来的ないじめ防止にもつながると考えます。</p>	<p>学校がいじめ事案に対応する際の「具体的な流れ」を明示してほしいというご意見については、いじめ対応の具体的な流れや記録・報告等については、本条例(案)ではなく、学校ごとに策定するいじめ防止基本方針の中で定めるものとしています。本条例(案)は、町としての理念や責務の方向性を示す位置づけのため、個別の手順までは規定していません。</p>
8 全	<p>道徳授業などで以下の内容について具体的に教える機会を設けてほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 何がいじめになるのか - 苦手な相手との接し方や距離の取り方 - 距離を置くことと仲間外しの違い <p>多くの場合、子ども達は「いじめをしよう」と思って行動しているわけではありません。面白がって、遊び半分の行為が相手を傷つけることもあります。私の子ども達に聞いても、「いじめとは何か」を具体的に教わった経験がなく、もしも教わったことを覚えておらず、「いじめ=激しい暴力」というイメージを持っていました。そのため、日常的な嫌がらせや苦痛があつても「これくらいはいじめじゃない」と被害を訴えづらい状況が生まれてしまいます。</p> <p>また「いじめられる子にも原因がある」という言葉がありますが、その背景には「嫌いな相手には攻撃していい」という誤った認識があります。気に入らない相手に対しても、悪口・無視・排除・暴力などは許されないと教えることが必要であり、そのような具体的な「人との関わり方」を道徳の授業で扱ってほしいです。</p>	<p>道徳の授業などで具体的に教える機会を設けてほしいというご意見については、道徳教育や学級活動の中で「何がいじめに該当するのか」といった具体的な児童生徒が学びを深めることは重要であると考えておりますが、これらの教育内容は本条例(案)で規定する範囲には含まれていません。教育活動に関するご提案として受け止め、今後の指導の充実に向けた参考とさせていただきます。</p>

		<p>【第3条（基本理念）について】</p> <p>第3条では、「いじめの防止等のための対策」を主語として規定されていますが、その結果として、誰が第一次的な責務を負っているのかがやや見えにくくなっていると感じます。本来、児童生徒の生命・心身を保護し、いじめから守る一次的な責任は、学校・教育委員会・保護者等の大人及び行政にあるはずです。その点が条文上十分に前面化されておらず、責任の所在が不明確になっている印象があります。</p> <p>また同条後半では、「児童生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動ができるようにすること」が基本理念として掲げられています。しかし、いじめの場面においては、加害・被害の力関係や報復への恐怖等から、「行動したくても行動できない児童生徒」が多数いるのが実態です。そのような状況を踏まえると、基本理念の中核に児童生徒の主体的行動を位置付けることは、結果として「行動できなかつた子ども側」に心理的な負担や責任を過度に負わせるおそれがあります。</p> <p>いじめから児童生徒を守るための安全配慮義務は、まず大人と制度側にあるというメッセージが、基本理念の段階で明確に示されることが重要だと考えます。その上で、児童生徒に対しては、「いじめを行わないこと」「一人で抱え込まず、信頼できる大人に相談できるよう支えること」など、現実的で安全な行動がとれるような環境づくりを理念として掲げるのが適切ではないでしょうか。</p> <p>以上の観点から、第3条については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する責任の所在（町・学校・家庭等）をより明示すること ・児童生徒の「主体的行動」に過度な期待や責任を負わせるような書きぶりを避け、安全配慮義務の所在を大人側に明確に位置付けることを踏まえた修正をご検討いただきたいと考えます。 	<p>第3条（基本理念）に関してご指摘いただいた、「責任の所在が見えにくいのではないか」ということについては、本条例(案)では、第4条以降において、町、教育委員会、学校及び教職員、保護者それぞれの責務を個別に明確に位置付けしております。基本理念である第3条は、町全体としていじめ防止に取り組むうえで共有すべき価値や方向性を示す規定として整理しており、具体的の責任分担は、その後の各条で明確化する構成としています。このため、第3条において責任の所在を詳細に記述していないのは、条例全体の構造上の整理によるところです。</p> <p>また、「児童生徒の主体的な行動」については、いじめの未然防止という観点から、いじめを見過ごさず、信頼できる大人への相談につながるような態度を育むという趣旨で記載しているものです。ご指摘のとおり、児童生徒に過度な責任を負わせたり、行動できない状況にある子どもに負担が生じたりすることは本意ではありません。本条例(案)においても、児童生徒に「いじめを解決させる責任」を課す趣旨ではなく、「大人が支え、その中で子どもが安心して行動できるようにする」という位置付けで整理しています。</p> <p>いただいたご意見は、基本理念の記載の趣旨を分かりやすく伝える必要性に関わるものであり、今後の説明資料や周知の際の表現の工夫にあたり参考にさせていただきます。</p>
9	3		

